

令和5・6年度国分寺市小規模工事受注希望業者の 申込受付について

国分寺市では、市内の建設工事等請負業者で建設業法に定める許可を受けていない等により、建設工事等競争入札参加資格審査申請ができない方を対象に、令和5・6年度に市の発注する小規模工事・修繕の受注を希望する方の申込みを受け付けます。申込については、次のとおりです。

1 次の(1)から(4)の内容に該当する場合は、小規模工事の受注の申込みを行うことができません。

- (1) 事業所（本店）所在地が国分寺市内にない方
- (2) 建設工事等入札参加に係る資格審査サービスに登録のある方
- (3) 市税の滞納がある方
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項各号のいずれかに該当する方

2 対象となる契約

1件の予定価格が500,000円未満の工事及び修繕に係る主管課等が行う契約が対象となります。

3 小規模工事の受注の資格及び審査並びに資格の取消しについて

(1) 小規模工事の受注の資格及び審査

別紙国分寺市小規模工事受注希望申込書を提出していただきます。審査の結果、受理された方は、申込業種(別表1)の工事の請負契約等に係る小規模工事の受注の資格を有するものとします。

(2) 小規模工事の受注の資格の取消し

3の(1)において申込書を提出し受理された方が、その後上記1の(1)から(4)に該当した場合又は申込書・添付書類等に虚偽の記載等が判明した場合は、小規模工事の受注の資格を取り消します。

4 申込方法

国分寺市小規模工事受注希望申込書を契約管財課契約係に提出してください。

【提出時間】 午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

【提出場所】 市役所総務部契約管財課契約係(第3庁舎1階)

【申込書配付】 契約管財課契約係窓口にて
(ホームページからダウンロードも可能です。)

5 添付書類

(1) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

：発行から3か月以内のもの。管轄法務局で交付しています。

個人で商号を用いる場合にあっては、商号登記簿謄本を提出してください。

(2) 印鑑証明書

：発行から3か月以内のもの

法人にあっては管轄法務局、個人にあっては市役所で交付しています。

(3) 法人市民税納税証明書写

：申請時直近のもの。市役所で交付しています。

個人の方は、令和4年度市都民税納税証明書（写）となります。

非課税の方は、令和4年度市都民税非課税証明書（写）をご提出下さい。

(4) 代表者の身分証明書 ※ 個人で営業の方の場合に必要です。

：本籍地の市区町村で交付しています。

6 申込書を提出し、受理された方の適用期間（資格有効期間）

小規模工事の受注の資格を有すると認める期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年度間とします。

7 申込書を提出し、受理された方の資格の更新手続き

特別な理由がある場合を除き、資格を有すると認める期間内での申込業種の追加変更を行うことはできません。

8 その他

申込書の提出後に、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかにその趣旨を届け出してください。

(1) 商号又は名称

(2) 代表者

(3) 所在地

(4) 印鑑(実印、使用印鑑又は代理人印)

(5) 電話番号

別表1

1	土木関係	3	設備関係
2	建築関係	4	その他

9 問い合わせ先

国分寺市総務部契約管財課契約係

電 話 042(325)0111 (内線422, 423, 424)

FAX 042(327)3030